

第十九回国 参議院建設委員会會議録第三十四号

昭和二十九年五月十一日(火曜日)午前
十時四十五分開会

委員の異動

五月十日委員小林孝平君辞任につき、
その補欠として清澤俊英君を議長にお
いて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 深川タマエ君
理事 石井 桂君
石川 葵一君
三浦 辰雄君

委員

石坂 豊一君
小澤久太郎君
鹿島守之助君
赤木 正雄君
飯島連次郎君
小笠原三三男君
近藤 信一君
田中 一君
木村禧八郎君

衆議院議員

瀬戸山三男君

政府委員

調達庁長官 福島慎太郎君
調達庁不
動産部長 山中 一朗君
調達庁総務部長 山内 隆一君
建設政務次官 南 好雄君
建設省道路局長 富樫 凱一君
事務局側
常任委員 菊池 璋三君
会専門員 常任委員 武井 篤君
会専門員

本日の會議に付した事件

○日本国における國際連合の軍隊の地
位に關する協定の實施に伴う土地等
の使用及び漁船の操業制限等に関す
る法律案(内閣送付)

○道路整備特別措置法の一部を改正す
る法律案(衆議院送付)

○委員長(深川タマエ君) では只今よ
り建設委員会を開会いたします。

日本国における國際連合の軍隊の地
位に關する協定の實施に伴う土地等
の使用及び漁船の操業制限等に関する法
律案の提案理由の説明を聞くことに
いたします。

○政府委員(福島慎太郎君) 只今議題
となりました日本国における國際連合
の軍隊の地位に關する協定の實施に伴
う土地等の使用及び漁船の操業制限等
に關する法律案の提案理由及びその概
要を御説明申し上げます。

本法律案は、日本国における國際連
合の軍隊の地位に關する協定の締結に
伴ひまして、國際連合の軍隊が同協定
の効力發生の際現に使用している土地
等と同協定の効力發生の日の後なお引
き続いて國際連合の軍隊の用に供する
必要がある場合におきましてそれらの
土地等の所有者等との間に使用につ
いての協議が成立しないものがありま
す。日本国とアメリカ合衆国との間
の安全保障条約第三条に基く行政協定
の實施に伴う土地等の使用等の特別措
置法の規定によりアメリカ合衆国軍隊
の用に供するため必要がある場合に土
地等の使用又は収用をいたす例により

まして、これを使用し、又は収用する
ことができ得ることといたします。こ
の間に、國際連合の軍隊がこの協定の効
力發生の際現に使用している水面を同
協定の効力發生の日の後、なお引き続
いて國際連合の軍隊の用に供するため
必要がある場合におきまして、日本国
とアメリカ合衆国との間の安全保障条
約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を
使用させるための漁船の操業制限等に
關する法律の規定により、アメリカ合衆
国軍隊に水面を使用させるため漁船の
操業を制限又は禁止し、且つこれによ
りこうむつた漁民の損失を補償する場
合の例によりまして、漁船の操業を制
限又は禁止し、且つこれによりこうむ
つた漁民の損失を補償することができ
ることといたします。國際連合の軍隊
による施設の使用を円滑にするための
措置を講ずる等の必要がありま
す。今日本国における國際連合の軍
隊の地位に關する協定の實施に伴う土
地等の使用及び漁船の操業制限等に
關する法律案をここに提案いたすこと
したのであります。

本法律案の内容につきましては、
第一条は、先に申上げました國連軍
協定の實施に伴う土地等の使用等につ
いての規定でございます。即ち、國連
軍協定の効力發生の際、國際連合の軍
隊が現に使用している土地等を同協定
の効力發生の日の後なお引き続いて國
際連合の軍隊の用に供するため必要
がある場合には、内閣総理大臣は、日
本国とアメリカ合衆国との間の安全保

障条約第三条に基く行政協定の實施に
伴う土地等の使用等に関する特別措置
法の規定の例により土地等を使用し又
は収用することができることとした
し、その際特別措置法附則第二項の規
定の例により土地等を一時使用いたし
ます場合についての所要の読み替へを
いたしてあります。

第二条は、國際連合の軍隊に水面を
使用させるための漁船の操業制限等に
ついての規定でございます。即ち國連軍
協定の効力發生の際、國連軍が現に使
用している水面を同協定の効力發生の
日の後なお、引き続き國際連合の軍
隊の用に供するため必要がある場合に
おきまして、内閣総理大臣は、日本国
とアメリカ合衆国との間の安全保障条
約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を
使用させるための漁船の操業制限等に
關する法律の規定により漁船の操業を
制限、又は禁止し且つこれによりこう
むつた漁民の損失を補償する場合の例
により、漁船の操業の制限及び禁止並
びにこれに伴う損失補償が得るよ
うにいたしてあります。

附則第二項におきましては、日本国に
駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為に
よる特別損失の補償に関する法律の改
正を行わんとするものであります。即
ち同法にいうアメリカ合衆国軍隊の行
為と全く同種の國際連合の軍隊の行為
により農林漁業者等がその事業の経営
上こうむつた特別損失をアメリカ合衆
国軍隊の行為による場合と同様に補償
する必要があるための改正であります。

なお、かかる損失の補償につきまし
ては、同法の附則第一項の趣旨に併せ
この法律の附則第一項後段で日本国と
アメリカ合衆国との間の安全保障条約
の効力發生の日以降生じた損失につ
いて適用することとしたのでありま
す。

次に附則第三項におきまして、調達
庁設置法の改正を行わんとするもの
であります。即ち國際連合の軍隊に水面
を使用させるための漁船の操業制限及
び禁止並びにこれに伴う損失の補償
並びに國際連合の軍隊の行為による特
別損失の補償等が調達庁の業務として
附加されることとなりますので、同業務
を調達庁の不動産部の所掌とすること
とし、併せてこれらの損失の補償につ
いて中央調達不動産審議会に諮問し得
るよう所要の改正を加えたのであり
ます。

最後に附則第四項におきまして、日
本国とアメリカ合衆国との間の安全保
障条約第三条に基く行政協定の實施に
伴う土地等の使用等に関する特別措置法
の改正を行わんとするものでありま
す。

これは前国会におきまして土地収用
法に斡旋制度の新たな規定が挿入され
ましたため、特別措置法で引用いたしま
した条文も改正されたので、それ
に伴う改正をいたしたのであります。

以上が本法律案の提案の理由及びそ
の概要でございます。何とぞ十分御審
議の上速かに可決せられますようお
願い申し上げます。

○委員長(深川タマエ君) これより本案の質疑に入ることいたします。なお本日御出席の政府委員は、只今福島調達庁長官のほかは山内調達庁総務部長及び山中調達庁不動産部長でございます。

御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○木村禮八郎君 先ず資料を頂きたいのですが、それはこの協定実施の日現在において国際連合の軍隊が現に使用しているというふうな土地、それから不動産ですね。土地建物、不動産ですね。それから水面、そういうものを一つ詳細に資料として頂きたい。それについてですね、ついでにこれと併せて駐留軍、今のアメリカの軍隊が現に使用している施設区域、やつぱり即ち土地建物、不動産、それから水面ですね。そういうものも併せて資料として頂きたいのです。特に国及び民間分、合せてですね、民公有分併せて資料として頂きたいのです。それでできましたら昭和二十七年から三十年年度に至る駐留軍使用施設区域増減の経過一覧表みたいなものを併せて資料として出して頂きたい。

それと今さっきお話のあつた特別損失のほうですね、特別損失補償についてやはり例えば防潜網関係とか、それから水質が汚濁して被害を受けておる。それから航空機による被害等々ですね。特別損失補償についての状況ですね。これまで何件ぐらいそういうケースがあつたか。それに対する補償の額或いは予算でもいいです。予算でも結構です。これは又実績があればその実績についてお示し願いたい。それからですね、有料道路の使用に

ついてですね。これはまああとで質問しなければならぬのですけれども、これは行政協定第二条で米軍の公務上の車両は料金免除になつておりますが、それが今度は連合軍のほうもそうなるのかどうかですね。従つて資料としては、有料道路について例えば京浜急行、東部鉄道、富士登山自動車、国土開発興業、それから九産交通等の経営している有料道路のうち駐留軍が無料で使用している率ですね。又年間の台数、それから有料道路の収入実額と、収入金額と、その中に占めるいわゆる公用によつて駐留軍が無料を使用する率、そういうものも資料として御提出願いたい。これはやはり連合国軍の、国際連合の軍隊のほうにも影響が出て参りますと思つたのです。差当りその程度の資料を御提出願いたいと思つたのです。これは御提出願えるでしょうか。

○政府委員(福島慎太郎君) 御指摘のございました資料はでき得る限り速やかに提出するようにいたしたいと思つた。

○委員長(深川タマエ君) ちよつとお諮り申上げます。福島調達庁長官は、只今衆議院の建設委員会に出席されまして、同じくこの法案の提案理由の説明をされる予定になつておるようでございまして、五分間退席を要求されておりますが、行つて頂きますことに御異議ございませんか。

○木村禮八郎君 異議ありませんが、ちよつとその前に只今の資料以外でもこの審議に参考になるようなものがありましたら、今私の申上げた以外でも一つ参考の資料として御提出願います。

○政府委員(福島慎太郎君) 承知いたしました。田中一君 併せて補償の今までの額ですね。どこがどうやつておるといふ、これも今の木村君の資料に併せて……。

○委員長(深川タマエ君) じゃ福島長官御退席下さい。

○政府委員(山中一朗君) 木村委員の只今の御質問で、あとで又いろいろと個人的に御質問させて頂くことを許さして頂きます、一応概括的に三十年年度の不動産の状況といふのは、我々としてもまだ今のところつかめていないんですが、そういうものは如何いたしたらよろしうございませうか。二十七年から三十年年度までの増減といふことは、これは話が細くなるんですが、どういふふうにいたしましたらよろしいですか。

○木村禮八郎君 それは勿論実績として出ないでしよう。出ませんから、それは今後の継続資料で大体推定すればわかるわけですから、そういう程度で勿論結構です。

○政府委員(山中一朗君) 承知いたしました。

○木村禮八郎君 この提案理由によりますと、一応国際連合の軍隊がアメリカ合衆国と日本との行政協定による土地等の使用等に關する特別措置、それから漁業制限特別措置、そういうものの適用は、効力発生の日において国際連合の軍隊が使用している土地及び水面に限るのかどうか。その後において新たに又土地を新しく演習場その他について拡充し、或いは水面についてそれを拡充し、又は新しい所を求めるというふうな点はこれには含

まれないのですか。この効力発生の日において現に使用しているものだけに限定されるのかどうか。この提案理由を見ますと、そういうふうな受取れるのですが、その点どうなんですか。

○政府委員(山内隆一君) この説明にありませう、現に国連軍が使用しているものだけに限る意味でございませう。

○木村禮八郎君 そうしますとアメリカ合衆国のほうの土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する特別措置と、それから国際連合の軍隊に対する土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する特別措置とは違つたわけですね。

○政府委員(山内隆一君) 手続は大体同じようにする意味でありませうが、その取用使用する対象につきましては、国連協定の必要のものは現に使用しているものだけに限りますが、駐留軍の場合はそれ以外にも必要がありまして、日本とアメリカ両方で相談の結果合同委員会で話合ひの付いたものについては新しいものを取用使用することがあるわけですね。

○木村禮八郎君 すると「同協定の効力発生の日」といふのはいつを指すわけですか、国連軍協定の効力発生の日というのはいつですか。

○政府委員(山内隆一君) 国会で両院を通過しましてから十日後に効力を発生するよりに承知いたしております。

○木村禮八郎君 それからこれは又あとで資料を頂いてから具体的な質問をしたいと思つたのですけれども、今伺つておきたいことは、国連軍により、例えば国連軍軍隊の自動車による被害或いは飛行機が墜落して被害をこうむつたとか、そういうふうな損失補償に關

しては、これは特別損失補償の中に含まれるかどうかはわかりませんが、そういう関係の補償はどういうふうになるか。

○政府委員(山内隆一君) お尋ねのような場合は多くは国連協定の十八条に基く不法行為による損害賠償、そのほうの制度によりまして処理することになるはすでありませう。

○木村禮八郎君 やはりもう一つ資料として御提出願いたいのは、いわゆる事故補償、これが御承知のように公務上それから公務外に分れておりますが、それはまあ行政協定十八条の規定によるんですけれども、その中で公務上の違法行為の場合の日本の負担、日本の場合二五%、それからアメリカが七五%、こういうふうになつてはいますか。そういうのはやはり同じなんでしょうか。それそれから適法行為の場合、これは今日本側の負担になつてはいますか、そういうこともやはり同じことなのか、それから公務外において、公務外の……これは行政協定十八条五項で普通通いのは慰養料、あれは見舞金みたいなやつておりますが、この慰養料のほうはアメリカ負担、見舞金のほうは日本負担、こういう点もやはり同じなんでしょうか。そしてこの非戦闘行為による公務上の補償の実績、そういうものを資料として頂きたい。それから二十九年度予算には予算が大体計上されてはいますか。それ、そういうものが大体……、それを内容に互つて詳細に資料として提出して頂きたいんです。例えば療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、財産補償等、そういうふうな細かく分けて具体的に知りたいたいと思つて

○政府委員(山内隆一君) 承知いたしました。

○木村禮八郎君 承知いたしました。

○政府委員(山内隆一君) 承知いたしました。

○木村禮八郎君 承知いたしました。

○政府委員(山内隆一君) 承知いたしました。

○木村禮八郎君 承知いたしました。

○政府委員(山内隆一君) 承知いたしました。

○木村禮八郎君 承知いたしました。

○政府委員(山内隆一君) 承知いたしました。

○木村禮八郎君 承知いたしました。

○政府委員(山内隆一君) 承知いたしました。

○木村禮八郎君 承知いたしました。

○政府委員(山内隆一君) 承知いたしました。

○木村禮八郎君 承知いたしました。

○政府委員(山内隆一君) 承知いたしました。

それから事故別にも、例えば交通事、航空事故、海上事故、その他いろいろ分けて、事故別にも分けて知りたい。

なぜ私この資料を要求するかと言いますと、実はこの間駐留軍の自動車にはね飛ばされまして、そうして初めてこういう方面の事故が非常に多くなって、それでこの補償については泣き寝入りになつておるといふことが非常に多いというのを聞いています。私自分の体験から初めてそんなに多いものかというところがわかりまして、ほう／＼から非常にいろいろ事情を訴えられまして、関係があるの、そこで今私が申上げましたように、詳細に資料としてこれを提出頂きたいのです。二十九年度予算にも詳細に事故別或いは補償目的別ですか、そういうふうに分れて計上されておるはずですから、そういうものを資料として御提出願いたいのです。

○政府委員(山内隆一君) 答えたいいたします。第一の事故補償についてであります。事故補償の考え方、又補償の仕方、経費の負担というふうなお尋ねの中には、内容がいろいろ分れておりました。全体を通じて大体同じ趣旨であるという事は、行政協定十八條も国連協定の十八條も精神において同じであります。ただそこに一つの違いは、行政協定でありますといふと、この事故を起した場合に責任を持つ、補償金の分担するものは駐留軍と日本国、相手は二つしかないわけ、従つてこの補償した額の七五%がアメリカが持ち、二五%が日本が持つ、こういうことに、これは協定の上では書いてありません。その点は十八條の違ひであります。協定の上では

書いてありませんけれども、後に西国政府が話し合ひで決めましたわけで、現在は負担率はそういうふうにきまつております。

併しながらこの国連協定の場合にきましては、精神は同じで、日本も若干持つといふことになつております。その事故を起す相手は一国である場合もあれば、二国或いは四国になることもあり得るので、それで日本はいつでも国連派遺團のいずれの一国よりも少い半分持つ、半分であるといふこと、そして各国が皆平等に持つ、こういう原則がきまつております。例えはイギリスだけの場合には、今お話の丁度行政協定の場合のように、イギリスは七五%で日本が二五%持つ、こういうことになり得ますが、事故を起した国が二つの共同行為であるといふような場合にはどうなりますかといふと、日本はいずれも国の半分であり、そして他の二国は平等である、そういう原則がありますから、日本を一つとしますといふと、相手国は二つとしますから、二二が四、四に日本の一を加えた五分の一が日本が持つ、五分の二つづつイギリス又は濠洲といふように持ち、それが三國になりますといふと、又今の筆法で二三が六に日本の一を加えた七、七が分母になつて、七分の一が日本で、そして他の三國がそれぞれ七分の二つづつ、四國の場合もこれに準ずるわけで九分の一、九分二つづつといふように負担率がきまつておるわけでありまして、その二点が違つておるわけでありまして、精神においては殆んど同じであります。そのほか公務外である場合、今お話のように先方だけの責任で慰養料として

全部先方で負担する場合、それから向うは負担しないが放つてはおけない、見舞金を上げる必要がある、これは日本政府が持つといふようなやり方は全部同じであります。

それから次の予算の問題であります。二十九年度の予算に決議された予算の中にはこの国連関係の分としては不動産関係の貸付料の立替えの分が前年度と同じように載つていただけでありまして、今お尋ねのような、いろいろこの仕事をやるに於いての予算はそれ以外に計上されておられません。これは現時まだどういふ国連協定が予算編成当時はどうなるかといふことがわかりませんので、過去の立替えの分だけが載つていただけ、あとは載つておりませんことを御了承願いたいと思ひます。

○委員長(深川タマエ君) ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(深川タマエ君) 速記を起して下さい。

○木村禮八郎君 先ほどの御答弁のうち非戦闘行為による事故についての補償は日米負担で、日本二五%、アメリカ七五%というの行政協定には明記されていないが、これは恐らく二十七年五月十六日の閣議決定の補償要綱ですね、そういうもので定められておるのかどうか。それと先ほど今度は国連軍のほうについての補償の仕方について細かくいろいろふりにきまつておるといふお話があつたのですけれども、それはどこできまつたのか。また国連協定ができていないのにきまつておるのかおかし、合同委員会あたりでまだ取上げてきめるわけに行かないと思ふのです。それはそういう案であるのか、きまつたように言われましたからどういふわけできまつたのか、その点と、それからもう一つ、予算関係についてさつき資料を要求したのは、国連軍のほうについての予算関係は先ほど何つた程度しか計上されてないといふことは了承しております。私に要求した資料はアメリカ駐留軍についての分です。その駐留軍についての事故別、それから補償対象別の資料を要求したわけですが、その点が出て頂けるのじやないかと思ふのです。

○政府委員(山内隆一君) 先ほど申上げたことと言葉が少し足りない点で誤解があつたかと思ひますが、勿論先ほど申上げた国連協定の率の問題はきまつたという意味はなしに協定の案の中にそうなつておる。こういう意味で行政協定の比較を申上げたわけであります。

それから行政協定の中に負担率が書いてないが、あとで駐留軍と日本政府との間で話合つてきめた申上げたのでありまして、特に閣議決定できめたとかいふ、兩國の、これははつきり私申上げかねますが、合同委員会がそういうふうにきめられて、現にその率で開始をいたしてゐるのでございます。それから予算の関係は了承いたしました。駐留軍関係については今お話の内訳の、これは勿論論は非常に細かな内訳といふものはなか／＼むずかしいので、少し大雑把になつておると思ひますが、できるだけ御趣旨に副うように細かな内訳をできるだけ付けて提出いたしました。

○木村禮八郎君 どうもよく了承できない点があるのですが、アメリカ駐留軍のほうの補償関係については根拠法としては行政協定実施に伴う臨時特別措置法と、それからその対象規定としてのこの二十七年五月十六日の閣議決定の補償要綱というものがあつて、それによつてきめられておるんじゃないのですか。それは恐らく補償要綱は合同委員会の議を経て、そしてそういうものをきめられたのではないかと思ふのですが、そういうただ合同委員会の申合せだけでこの負担率がきめられておるような御答弁でありましたが、それでいいのかどうか。

それからこれは私言がなかなかつたのですが、今度の協定については協定の条文にはつきり負担率が明記されておるわけですか、今度は……それから負担率だけでなく、この非戦闘行為による公務上、公務外の補償の規定においてやはりはつきりと補償金、それから慰養料、見舞金等についてもこれは詳細に規定してあるわけですか。

○政府委員(山内隆一君) 先ほどの負担率の問題で申上げましたが、もう一遍重ねて申上げます。行政協定の中には率を書いておりませんが、あとで合同委員会の下部機構である財務委員会で話合つて、それを合同委員会できめられて、それに基いて補償した場合に日本は七五%が請求して向うから頂くといふことにいたしてあります。勿論どういふ額は閣議決定の基準とかそういうことは閣議決定で、大体国家賠償法の趣旨になつて閣議決定できめて、それによつて算定して補償いたしております。

○木村禮八郎君 それは非常におかしいですね。この要綱による補償規定が行政協定十八条三項ですが、これによつて日米どの程度に負担するかという重要な問題ですね。予算にも関係する問題ですが、そういうものがただ合同委員会の下部機構の財務小委員会ですか、そういうところでまづつしまつと、そういうのでは非常な問題だと思つておられます。これは又あとで質疑いたしますが、第一公務上違法行為によるそういう損失の補償まで日本側が二五%分担するなるといふことは、これは我々容認しがたいんですけれども、併しそれは別として、きめ方について非常なやま問題があると思つておられます。そういうやま問題があるところで、我々の立場から言へば、当然これはアメリカが全部負担すべきものを日本側が二五%負担するといふことになるのを小委員会できめられるなるといふことは、こんなことは非常に私は重要な問題だと思つておられます。それと、又小委員会でも後情勢の変化で負担率が又変更されるなるといふことになると、予算にも又関係して来ることであります。これは又あとで質問しますが、もう一遍伺いたいことは、予算関係のほうはどうか、関係の予算は、これは計上されてないわけですね、極く一部しか今、これは二十九年度の予算関係ではどういふことになるか、その点。

○政府委員(山内隆一君) 前段のほうの七五%、二五%のきめた率、先ほど合同委員会の下部機構である財務委員会でも十分検討して、そして最後に合同委員会での率をきめたという意味で申上げたと思つておられますが、そうして

きめられて、日本政府はそれに基いてこの仕事を進めておるといふことではないです。

それから予算につきましては、先ほど申上げた通り、国連との関係は無条約状態になつておりましたために、調達庁としてはなにかこのいろいろの問題については正式に取扱うことはできないが、現実の問題としてはなにかこれは困つておられますので、非常に今までの協定の早きますることを望んでおつたわけでありまして、併し放つて置くわけに行きませんので、土地、建物等の賃貸料等につきましては、何としても問題が問題でありますので、或る程度事務的の取扱方法を、大体駐留軍のやり方と殆んど同じようなやり方で国連軍と相談しまして、大実質的にこのやり方を進め、取りあへず日本側で立替払をする、そしてあとで協定がきまりましたならば、そのきまつた方法に基いて又補償、償還して頂くといふような意味で、それだけ頂くとおつたわけでありまして、昨年の初めからでございますか、処理しておるわけで、その分だけが立替金として予算に計上されております。けれども国連協定、今度実施のためにいろいろの問題がありますが、負担はどちらがするにしようかと、いづれにしても処理するために少くとも立替といふような形で行かなければなりません。その予算につきましても、まだ二十九年度予算では編成当時こういうことが明確になつておりませんので、全然この二十九年度予算の中に載せられていないといふことを申上げたわけでありまして、今後いづれ何らかの予算措置を講ずる必要があると思つておられます。

○木村禮八郎君 まだいろいろ質問があるのですが、これについては根本の問題として、国連軍がこういう国連軍協定を必要とするように今後また相当長期に日本に駐留しているのかどうか、そういうような問題と併せて、これはあとで又外務大臣とかそれから保安庁長官等にやはりこの前提の問題についていろいろ質問したいこともあるのです。そこで一応私は今日は資料を要求する意味で簡単な質疑をやつたのですが、私の質問は今この程度にしまして、あとの問題はいろいろ準備してからお願いしたいと思つておられます。

○田中一君 一つ伺いたいのですが、アメリカとの契約、協定は二つに分けておるので、土地とそれから水面の問題と、これはどうして一つにして出さないんです。これは御承知のように国会が、水面の場合には恐らくこれは水産委員会にかかると思つておられます。それから土地の場合には無論この建設委員会にかかりますが、それでこれは建設委員会にかかつたわけですが、やはり国会法によりまして、議決権は付議されたほうにある。従つて海上の問題についてもこれは水産委員会には議決権がないわけなんです。こういう形のもの、同じ重要法案でありながら、対米的な協定に対しては二つに法律を分けて出した。それから国連軍に対してはこの協定は両方一緒にこちらへかかつて来るということになりますと審議が非常にやりにくいと思つておられます。何か意図があつて国連軍の場合には二つの法案を一つの建設委員会にかけるつもりでおつたのか。それとも短い法案だから一括して出したのか。恐らくこれは水産委員会からは一応申入れがあると思つておられます。

御承知のように内灘の問題にいたしましてもどの問題にいたしましても大きな問題を残しておる。社会的な問題を残しておるので、こゝろ重要な国民生活に非常に影響のあるような重要な法案を議決権のない形において水産委員会を無視されたといふことは、これは我々国会議員としても非常に遺憾だと思つておられます。こゝろ点について長官の御答弁を願ひたい。

○政府委員(福島慎太郎君) 内閣方面の見解、意見につきましては私正確に承知しておるといふわけに参りませんですけれども、私どもの承知しております経緯では、国連軍関係の事項が局部的に呉広地区に局限されておるといふこと、又法律案の内容が非常に短いといふようなこと等によりまして一括せられたのであると承知しておりますが、そのほかの理由が若しありましたらいたしまして、私ちよつと承知いたしております。

若しもこれが逆に水産委員会に、標題を逆にしてしまつて漁船の操業制限ということが先に出るとか或いは水産委員会にかつてしまつたかも知れない。或いは農林委員会にかつたかも知れない。我々は曾つて駐留軍関係の土地に関する問題とか、こゝろ問題は全部こちらでやつておる。付託された委員しか議決権がない、審議権は連合審査であります。これは非常に重要な問題で、今の長官の御答弁はそれ以上には出ないでしよから、これはその方面の関係の方々にも一遍質問したいと思つておられます。

○木村禮八郎君 前にアメリカ合衆国の場合は、この行政協定実施後九十日と言いましたね、九十日以内に折合いがつかないとき両方で引続きこれを使用する場合に個々に特別措置を講ずる、今度はそういうあれはないですね。「効力発生の日後」といふことになつておられますね、この点はどういふ……。

趣旨はわかりました。この法案は本日ここに出したもので、つまり会期の延長後に法案を出しますが、そういうふうには国会に出しておかないという事は昭和三十年の予算に計上できないという事はつきりわかっているものならば、会期の延長される前に、而もこういう簡単な法案でありますから、なぜ会期の延長前に出さならないのか、おつし

○衆議院議員(瀬戸山三男君) おつしやることは誠に御尤もでありまして、それについては卒直に申し上げると弁解の余地がないという実情であります。ところができることならば、これは元が政府提案の立法でありますので、政府から出すべきだということが私ども

の考えであります。今日までそれを議論して参りましたけれども、先ほどもちよつと御紹介いたしましたように、特に大蔵省関係の一部に先ほど申し上げましたような議論がありまして、なかなかその結論に今日まで至らなかつた。そこで私どもは前から早くこの問題を解決しておかなければならないという考えはいたしておりましたが、できるだけ政府がみずからこの法律の改正案を提出すべきだという建前をとつ

ておりましたけれども、事態が今日まで参りました。失礼でありましたけれども、会期の最終日で、会期が或る程度延びるといふ見通しがつきましたので、この際御審議をお願いいたしたい、こういうつもりで提案いたしておりましたので、その点はどうか一つ御了承をお願いいたしたいと思つておりました。

○赤木正雄君 今会期の最終日に提案したとおつしやいますが、それならば

会期が延長されない場合には無論この法案は審議ができない。そういう場合には三十年予算に計上することもできない。それに対してはいろいろ方法を考えよう、いろいろ方法を考へようというふうなお考えがあつたのでおつしや。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) その点は私から根本問題を申し上げる能力はありませぬけれども、そうなりますれば第一大蔵省の考え方といたしましては、道路を作る場合には特別のこういう法律を作つて、而も特別会計というものをしなくては、例の資金の融資によつてできるという考え方を保持しているのではありません。そういうことで、どうしてもこの改正ができなければ、運用部資金を特別にそういう地方公共団体に融資をいたしてこの事業を進行させるということも可能である、やろうと思へばできる、こういう考え方を保持しておりましたが、併し実際の政治の運用面におきましては、やはりこういう一定の法律がなければそういう事業が、先生御存じの通りになか／＼円滑に行かない、こういう建前で私どもはこの法律を提案いたした次第であります。

○赤木正雄君 すべてわかりました。ただ先ほど提案者のお話の通りに、この延長国会に出しになつたことは、やはり延長国会の性質として非常に私は衆議院のされ方を遺憾に思つておる。それ以上究明いたしません。ただ私はこの際参考として資料をお願いしたいのは、今までの有料道路に対してどこにどういふふうの金をお使いになつたのか、それから今後有料道路

としてどういふふうな金をどこにお使いなさるか、それを参考資料として御配付をお願いす。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 今持つて来ておりますから……

○田中一君 これは政府に伺います。なせ二十九年度までに完成されない事業に對しましてこの特定道路の指定をし且つ融資をしたのですか。これは物価が上つたからその意味で今までの予算ではできなかったという意味合いか、さもなければ当然この完成さすべく融資をしなければならぬのを、やはり政府の緊縮財政と言いますか、そういう観点から政治的な考えで延長しなければならぬという考えなのかどうですか。

○政府委員(富樫一君) この二十九年度で二十七年度着手いたしましたものは完成いたさなければならぬのであります。その予算を要求したのであります。二十九年度の緊縮財政の結果それだけの予算が盛られませんでしたので、止むを得ず繰延べの結果になつております。

○田中一君 ではことごとく政府の財政政策の顛覆と言いますか、それであるという結果になつたというならば、この法律はやはり議員提案でなく政府提案であつて然るべきだと思つておる。この点提案者の御説明を伺いたいのです。それから提案者と政府との話合いはどうなつておるのか。これは発議者を見ますと衆議院の各党各派の方々が入つておられます。政府の緊縮財政の結果このようになつたというのを議員提案として与党である自由党が出すならわかりませんが、野党に働きかけて政府の政策変更の責任を齎り形

以て出したという経緯を提案者に御説明願ひたいと思つておる。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 今おつしやつたことも御無理のないお考えであります。先ほど申し上げましたように、今政府側から言われたように財政規模を縮小いたしました、そういう点も相当影響があります。これをこの政府の責任を我々は引受けたという、そういう考え方はないものでありまして、先ほど触れましたように、政府部内における、特に大蔵省関係における考え方が我々の考えとは非常に齟齬を来しております。この法律を昭和二十九年度限りでいたしたいという考えが相当あるのであります。併し私どもは道路の建設というものは前にも別な法律で当委員会にもお願いいたしておるものであります。非常に重大視いたしておりましたが、而も財政規模が縮小されたことによつて生じた、ここに資料に差上げておられます通りに、継続して今日やつておる、それが、みず／＼で大きなような状態を作つては相成らない、政府に任しておけない、こういう

○田中一君 三カ年を延長するといふ趣旨でありますけれども、若しこれは三カ年延長するんではないかという改正したのでは、今瀬戸山さんから説明があつたように、政府が財政上の立場から仕事をしないのだから我々が各党に働きかけてその鞭撻をする意味においてこの改正案を提出したのだというならば、なせ三カ年となさるんのですか。

これは少くとも三カ年度予算、三十一年度予算、三十二年度予算というものが同じような考えで吉田内閣が担任される見込でやつていらつしやるのか、私はその意味ならば一カ年延長で以て三カ年度で全部片付けさせるというふうな強い決意があつて然るべきだと思つておる。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) お説誠に御尤もであります。吉田内閣があと二年も三年も続くかといふことは、私は自由党员でありますけれども、考えておられません。それよりも内閣が続く続かないといふ問題ではなくて、日本の道路行政は田中委員十分御承知の通り非常に貧弱でありますので、この際三年間といたしたものは、現在やつておられます。この資料に出しておりますように、あと五十億くらいまだ残事業があります。それも今の財政規模から申上げると先ず三年努力すれば残事業は完成すべきである、こういう考えでありますと同時に、本来ならばこれは別途に考へて、今の一般公共事業費のほかにこういう特別な方法を講じて、かような道路行政、道路建設もしなければならぬといふ考えも私どもは個人的には持つておるわけでありまして、れども、併しそれは未だ結論に至つておりません。そこで三年間といふのは、今おつしやつたように必ずしも三年間が妥当であるかどうかといふことについては、これは議論の余地があると思つておる。残事業につきましても、少くとも今の財政規模を考えながら、少くとも三年間では必ずしもきつちやならないといふのと同時に、まだここに出ておられますように、たつた二十四件くらいではこの制度の目

これは少くとも三カ年度予算、三十一年度予算、三十二年度予算というものが同じような考えで吉田内閣が担任される見込でやつていらつしやるのか、私はその意味ならば一カ年延長で以て三カ年度で全部片付けさせるというふうな強い決意があつて然るべきだと思つておる。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) お説誠に御尤もであります。吉田内閣があと二年も三年も続くかといふことは、私は自由党员でありますけれども、考えておられません。それよりも内閣が続く続かないといふ問題ではなくて、日本の道路行政は田中委員十分御承知の通り非常に貧弱でありますので、この際三年間といたしたものは、現在やつておられます。この資料に出しておりますように、あと五十億くらいまだ残事業があります。それも今の財政規模から申上げると先ず三年努力すれば残事業は完成すべきである、こういう考えでありますと同時に、本来ならばこれは別途に考へて、今の一般公共事業費のほかにこういう特別な方法を講じて、かような道路行政、道路建設もしなければならぬといふ考えも私どもは個人的には持つておるわけでありまして、れども、併しそれは未だ結論に至つておりません。そこで三年間といふのは、今おつしやつたように必ずしも三年間が妥当であるかどうかといふことについては、これは議論の余地があると思つておる。残事業につきましても、少くとも今の財政規模を考えながら、少くとも三年間では必ずしもきつちやならないといふのと同時に、まだここに出ておられますように、たつた二十四件くらいではこの制度の目

これは少くとも三カ年度予算、三十一年度予算、三十二年度予算というものが同じような考えで吉田内閣が担任される見込でやつていらつしやるのか、私はその意味ならば一カ年延長で以て三カ年度で全部片付けさせるというふうな強い決意があつて然るべきだと思つておる。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 今おつしやつたことも御無理のないお考えであります。先ほど申し上げましたように、今政府側から言われたように財政規模を縮小いたしました、そういう点も相当影響があります。これをこの政府の責任を我々は引受けたという、そういう考え方はないものでありまして、先ほど触れましたように、政府部内における、特に大蔵省関係における考え方が我々の考えとは非常に齟齬を来しております。この法律を昭和二十九年度限りでいたしたいという考えが相当あるのであります。併し私どもは道路の建設というものは前にも別な法律で当委員会にもお願いいたしておるものであります。非常に重大視いたしておりましたが、而も財政規模が縮小されたことによつて生じた、ここに資料に差上げておられます通りに、継続して今日やつておる、それが、みず／＼で大きなような状態を作つては相成らない、政府に任しておけない、こういう

○田中一君 三カ年を延長するといふ趣旨でありますけれども、若しこれは三カ年延長するんではないかという改正したのでは、今瀬戸山さんから説明があつたように、政府が財政上の立場から仕事をしないのだから我々が各党に働きかけてその鞭撻をする意味においてこの改正案を提出したのだというならば、なせ三カ年となさるんのですか。

的は私どもは達し得ないと思ひので
す。従つて将来までこれを継続
してやらなくちやならないといふ一
応の考えを以てこれに對処いたして
おります。今年度も新規に六カ所のこの
特定道路の計画を建設省としては立
てておりますけれども、いわゆる財政の
都合で、それが新規事業は今年着手
できないという事情にあります。そう
いふふうにして、できれば将来これを
永続したいという気持もありませんが、
この際現在の事情において一応三年
間、こゝういふふうには延ばしたい、これ
が本當の氣持でございます。

○田中一君 若しこれも瀬戸山君の御
意思がそうであるならば今まで四十四
億使つて、それで六十三億幾らを使つ
てやつと三カ年計画が完成される、
殊にあつと五億幾らつておる。そのほか
に六本、十本といふように新規の事業
も行いたいといふならば、少くとも財
政規模といふものが、特定道路につ
き予算が増大されなければ、増すとい
ふ見込が立たなければ少くとも三カ年
は片付かない。従つてこゝういふ見通
しならば、この三十年、三十二年、三
十二年の三カ年は、相当大幅に財政上
かにならぬといふ見通しで三カ年とい
ふことを決定されたのかどうかといふ
ことを、それを伺いたい。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 財政状
態、日本の経済状態を将来の見通をつ
けることは、特に私どもはそのほうの
専門家はありませぬから極めて困難
でございます。困難でございますが、
今やつておられます経済財政政策は、多
少でも将来よくしようといふ考へ方
でやつておるのでありますから、これが
一年、二年で必ずよくなるといふこと

はとてここで申上げることはできま
せんけれども、それを一応見越して三
年計画、五十億といふ見当であります
から、何とかこれを完成したい。これ
は希望と言へば希望であります。こ
ういふ考へ方でございます。

○田中一君 運用部資金を使つてやる
わけではなくて、この法律には一般財
政、通常会計からの繰入れもできるよ
うになつておるのであります。そこで将来
三カ年計画をやる場合に、一般会計か
ら繰入れてやるという意思もありま
すか。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 私は直
接政府部内でありませぬから、やると
いふ意思があるといふことも申上げか
ねるのであります。こゝういふふう
に私どもは努力をしなければならぬ、
こゝういふ考へております。

○田中一君 若しお説のように努力し
なければならぬならば、一般財政を
ここに投入して、少くとも三十二年
くらいには、完成しなければならぬ
といふふうには、改正したほうが、あなた
のこの事業完成のための目的を達せら
れるのではないかと。恐らくこの法案
は、改正案といふものは、政府から頼
まれて瀬戸山さんが各党に働きかけ
て、そこで提案されたものと思ひので
すが、今のお話を伺つてみますと、三
十二年より長いじやないかと、議論、
それから三カ年では足りないじやない
かといふ二つの見方をされると思ひ
ます。そこで目的が一日も早くこの道
路完成を目指すならば、もう少し縮め
てお考へになつたほうが、いわゆる議
員提案らしい、選挙民も喜ぶ、国民も
喜ぶ法律じやないかと思ひ。改正案じ
やないかと思ひ。これは政府に聞きま

すが、これはやはりなんでもしよう、政
府でこゝういふ考へを持つておつたけ
れども、どうも今までの経緯から見
て、会期の延長その他から見ても、こ
れから、一つ議員提案をやつてくれとい
ふ働きかけをやつたのか、うつかりし
ておつて瀬戸山さんのような詳しい方
に見付かつて、それじや何じやないか
と言つてやつたのか、そのところを
詳しい御説明を願ひたい。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げ
ます。そのいすれでもないのです。こ
れは二十九年、本年一ぱいはまだ特定
道路整備事業は効力を持つておるので
あります。それに政府といたしまして
は、来国会で三十二年度でもやれるわ
けなでありますので、衆議院の建設
委員の各位は、道路行政について異
常な熱意をお持ちになりました。先
ほど瀬戸山委員が言われましたように、
政府を鞭撻する意味合いにおいて率先
して議員提案をなされたように拝承
いたしております。

○田中一君 若しそうなら瀬戸山さ
ん、もう少し促進させるような形でや
つてもらへんもんでしようか。実は私
どもが委員をしております国土総合開
発委員会では、北九州の総合開発につ
いて、先ず第一に関門隧道の問題なん
です。こいつを早期完成しなければ北
九州の総合開発はできない。同時にこ
れが若しですね、三十二年度或いは又
三カ年延長して三十五年度あたりまで
延長されるものならば、当然北九州の
総合開発はできないのです。無論これ
が完成しなせんと取付け道路も、それ
から九州を縦断する場合に關連する道
路ですね、こゝういふものも整備もしな
い。困がしませんですか。そこでせ

めて私は関門隧道くらいはほかのもの
を延ばしても、これに十分三カ年とい
う期間があるならば注ぎこんでやつて
欲しいやうな考へを持つておられる
かどうかといふことです。これは瀬戸
山君がですね、あなたのはうがです
ね……。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) その前
に先ほど政府から頼まれて云々とい
う言葉がありました。政府の政務次官も
お答えいたしておつたようでありませ
ん。これはまさに独立の考へでやつて
おりますから、その点はどうか御了解
を願ひたいと思ひます。

それから今関門隧道のお話ござい
ました。それを少くとも昭和三十一年
度くらいまで完成する強い氣持でやつ
たらどうかといふ御趣旨でありませ
んが、極めて御尤もであります。まあ併
しなごら御承知のようにこちらにもお
願ひしてあります例の道路整備費の財
源に關する臨時措置法、あつた問題
も非常に苦心をいたしまして、これと
別の道路の経費も相当に感念むとい
ふ強い氣持をいたしておるわけであり
ますが、併し財政全体のこと考へなけ
れば、ただ法律一点張りでも参りませ
んの、田中委員のおつしやるお氣持
はよくわかつて、私どもはそういう氣
持は持つておりますけれども、併し余
りに日本の財政に合わない計画を立て
ても却つて政府として仕事にしくか
らうといふ氣持で先ず三三年と、こゝ
ういふふうにはいたしております。

関門隧道のお話が出ましたが、これ
も御承知の通り相当長引いておりま
す。併しこれには相当重点を置いてお
ります。昭和二十九年もここに資料

にありますが七億、一番高額の経費を出
してあります。あと十一億、田少く
も……、まあ本當に力を入れれば十一
億でできるかどうか、私技術のことは
わかりませぬけれども、この計画はあ
と一年、少くとも二年では完成しなけ
ればならない。私としてはかような氣
持を持つておりますが、併しここに担
當の道路局長がおりますから、道路局
長からもその点についての意見を申述
べてもらいたいと思ひます。

○政府委員(富樫一君) 関門隧道は
困の直轄の事業でございますので、こ
の法律の年限には縛られないわけござ
います。そこで関門隧道につきまし
ては三十二年度完成を目標にいたして
現在進めておりますが、これにつきま
してはその後、物価の値上り等ござ
いまして、事業費を多少増さなければ
ならないやうになつて来ております
が、只今その問題について検討中ご
ざいます。

又お話のように北九州の国道は関門
国道ができますと、そのときには整備
されておらなければならぬのが理想
でございますが、財政の都合で北九州
の国道まで整備する計画は只今のと
ころ三十二年度から着手するといふ
にはできないやうになつております。

○田中一君 この二十九年以降に残
された十九の事業ですが、これはやは
り何ですか、このうちで三十二年で全
部完成すると、それから完成しない
といふもの見通しはどうか。

○政府委員(富樫一君) この十九の
貸付の事業のうち、上から行きますと
広島、浜田までは、これは三十年
度は完成いたしたい考へでございます。
それ以下の道路につきましては、これ

はこの法律によりまして最終年度までには完成いたしたい考案でございます。

○田中一君 直轄道路はどつです。

○政府委員(富樫凱一君) 關直轄道路につきましては、関門は先ほど申し上げましたが、戸塚国道につきましては、これは二十九年において完成いたします。

伊ノ浦の橋も殆んど二十九年において完成いたしますが、若干取付道路が三十年度に残ります。三重国道はすでに完成いたしまして使つております。

松江国道につきましては、これは農林省の事業とも関連いたしますので、三十二年くらいに完成になるかと予定いたしております。

○田中一君 關門国道は三十一年でございました。

○政府委員(富樫凱一君) さようでございます。

○田中一君 關門とすると大体三十二年度に終るといふものは極く少いわけですね。金にしましては……。

例へば今の立山とか裏磐梯とかいふものは、最初に本法を提案されたときにはこういうものがなかつたのです。なくて、これは道路局長御承知のように法律が通過後にどういふ関係かあなたの方でこういうものを顔を出したわけですね。そう記憶しておるのですが、それで間違ひありませんか。

○政府委員(富樫凱一君) さようでございませぬ。

○田中一君 そりすると今ここで以てこの改正法案を承して通したところが、又瀬戸山議員からもあと六つばかり来ておるといふお話があつて、やはり三十二年までに完成するといつても、結局又延長しなければならぬとい

う事態にはならぬでしようかね。それからもう一つ今申出がある六本というものの路線を一つ御説明願ひたいのですが……。

○政府委員(富樫凱一君) この立山以下の道路は二十八年度から入つたわけでございますが、このときの計画は二十八、二十九年でやる計画でござい

ました。それから只今六本の新規事業が見込まれておるがそれはどうかというお尋ねでございますが、これは目吹橋と申しまして、これは千葉県の野田附近におきまして利根川に架橋して茨城県に出ようという橋でございます。

東京、千葉、これは東京の小松川の橋を渡りまして真直ぐ船橋に抜けるという国道の代替線としての計画でございませぬ。

それから若戸橋、これは若松市と戸畑市を結ぶ橋梁でございます。洞海湾の喉元にかかる橋でございます。

それから笹子隧道、これは甲府に出ますいわゆる昔の甲州街道でございますが、笹子に隧道を穿とうという計画でございます。

それから大阪、奈良、これも国道の代替線になるのでございますが、大阪と奈良を生駒山の北側を通りまして直結しようという計画でございます。

それから武生国道、これは敦賀から武生に出ます間で、海岸沿ひの断崖に現在の国道が走つておりますが、これにトンネルを明けまして道路を改良しようという計画でございます。

以上六本が只今計画されております。新しい有料道路の事業でございます。

○田中一君 これは総工費どのくらいになるか。

○政府委員(富樫凱一君) この六本で六十二億七千万になります。

○田中一君 これだけのものが六十何億、百二十億になる、これが若し実施されるとするならば、そりすると三年でやこれは足りないのじやないですか。これは瀬戸山さんに伺うけれども。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 今の財政規模では勿論御承知の通り足りないものであります。大体政府が、建設省は別といたしまして、政府全体の考案方としてこの計画に全部賛成していると私は考へておりませぬ。そこで先ほども申し上げましたように、新たに昭和二十九年で六カ所の新規事業を起すという事はこの際オミットされておるのではありません。

併しこれは先ほど申し上げましたように、今六十億の六カ所の問題は別といたしまして、現在継続しておるものだけでもこれを完成する法律を作りたい、こういう気持であります。併しこれは将来さういふ御賛成が各方面で得られるかどうかは今日予断はできないわけでありませぬけれども、私どもの考へていたしましては、今の道路政策ではまだ不足でありますから、この法律を最初制定いたしましたときに勿論御提案でありませぬけれども、これは特別の処置をとりたいというのが本法の趣旨であつたのであります。最初の三年というものは、一応日本で初めての試みでありますから試験的という気持もあつたと思つてあります。そこでやつてみて成績がよければこれはもつと将来長くやるべきだといふのが、これが私どもの考へてありまして、できればさういふにしたい、さういふつもりでございます。

○三浦辰雄君 この六本の問題が出て

います、このまま三年間に延長を限ろうといふのが田中委員の質問の中でも言つていたように、或る程度急いでこの仕掛けた分だけは完成したいといふ意味だと思つて私は了解してあります。新たに、今審議中でありませぬが、申出のある六本、さういふものが、続々とやると語弊がありますけれども、出て来る。さうしてその出て来ることに對して一方の道路計画との脱み合せにおいて或る程度許さるべきものだといふ種類のものが出て来るかと思われぬかと思われぬか、又出て来た際にこの方針によつてやつぱり促進をして行こうという考へがあるかどうか、これは建設行政を持つておるに於ての役所側のお考へが聞かれなければならぬので、その点についてはどういふふうにお思われるのですか。この一応三年間というものの延長で原案が出て来ているわけですが、その趣旨もわかるのですけれども、今の六本のよるもの、この六本そのものが生きるのかどうか別としても、同様に又この方式による申請が出て来ることが予想されるか、又出て来たならば、この方式というものを或る程度やはり政府としてもやつて行きたいとお考へになるか、これは道路の直接担当者として富樫局長さんからも意見を聞きたいのです。

○政府委員(富樫凱一君) 新規の六本について御説明申し上げましたが、この六本が着手できるかどうかは甚だ疑問でございますが、このほかにまだまだこの有料道路の申請が出ております。又将来も出るであろうと予想いたしております。そこでこの制度によりましてなされます道路整備が、我々の立場から言いますと、誠に道路整備を

進める上においては工合がよろしいのでございます。すでに完成いたしたものは三重国道一本でございますが、二十九年におきましては更に五本完成いたすことになり、これらのものは橋梁が多うございませぬ、相当の成績を挙げられるであろうと予想しております。さういふた有料道路の対象になります道路は、一般公共事業費の対象になります道路と又違つた点がございますので、これらの有料道路の制度を進めて参りまして、道路整備を進めたいと思つております。

○三浦辰雄君 そこで瀬戸山さんにお尋ねするのでございますが、今お聞きのように、道路の担当者である富樫局長はあつた考へでありますから、私はこの法案というものは、結局この方式というものの建設といふものはこれは望ましい考へ方であると、併しそれを期限なしにやるといふことは、今までも手を善けていられるわけには、非常に支障があるとお考へるために、ともかくこの着手している分、現在着手している分ですね。これは少くとも三十九年のこの法律の延長によつて完全に完成をしたいし、さうしてその成績等を見て、事情が又今と同じような事情であると考へれば、やつぱりこの方式は続けたい。今までの三十九年の延長をするのだという意味には私は解釈するのですけれども、提案者のほうは如何ですか。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 先ほど申し上げたつもりでありませぬが、全く同じような気持でおるわけでありませぬ。

進める上においては工合がよろしいのでございます。すでに完成いたしたものは三重国道一本でございますが、二十九年におきましては更に五本完成いたすことになり、これらのものは橋梁が多うございませぬ、相当の成績を挙げられるであろうと予想しております。さういふた有料道路の対象になります道路は、一般公共事業費の対象になります道路と又違つた点がございますので、これらの有料道路の制度を進めて参りまして、道路整備を進めたいと思つております。

○三浦廉雄君 わかりました。

○委員長(深川タマエ君) 本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十三分散会

五月八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、道路整備特別措置法の一部を改正する法律案(衆)

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

道路整備特別措置法(昭和二十七年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第七条中「三年間」を「六年間」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

五月十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律案

(日本国における国際連合の軍隊

の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等)

第一条 政府は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(以下「協定」という)の効力発生の際、協定に基づき日本国内にある国際連合の軍隊(以下「国際連合の軍隊」という)が現に使用している土地等(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等)に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四十号。以下「特別措置法」という)第二条に規定する土地等をいう。以下同じ)を、協定の効力発生の日の後、なお引き続いて国際連合の軍隊の用に供するため必要がある場合においては、特別措置法の規定により土地等を使用し、又は収用する場合の例により、使用し、又は収用することができる。この場合において、特別措置法附則第二項の規定中「この法律施行の際、連合国最高司令官の要求に基く使用を現に継続している土地等」で、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から九十日を経過した後、なお引き続いて駐留軍のために使用する必要があるものについて」とあるのは、「協定の効力発生の際、国際連合の軍隊が現に使用している土地等」で、協定の効力発生の日の後、なお引き続いて国際連合の軍隊のために使用する必要があるものについて」と、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日から九十日以内

に」とあるのは、「協定の効力発生の日までに、あらかじめ」と読み替えるものとする。

(国際連合の軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等)

第二条 内閣総理大臣は、国際連合の軍隊が協定の効力発生の際現に使用している水面を、協定の効力発生の日の後、なお引き続いて国際連合の軍隊の使用に供するため必要がある場合においては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基く駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号)の規定により漁船の操業を制限し、又は禁止する場合の例により、漁船の操業を制限し、又は禁止することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、次項の規定による改正後の日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日以降生じた損失について適用する。

2 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律

第一条中「日本国内及びその附

近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍」を「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づき日本国内にある国際連合の軍隊」に改める。

3 調達庁設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第四号中「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律」を「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」に改め、同条中第六号を第七号とし、第四号及び第五号を一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十九年法律第 号)第二条の規定に基く漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。

第十二条第一項第三号中「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律」を「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用及び漁

船の操業制限等に関する法律
第二条の規定に基く損失の補償

4 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第二百五号第一号及び第三号から第五号まで」を「第二百五号第二号及び第四号から第六号まで」に改める。

昭和二十九年五月二十一日印刷

昭和二十九年五月二十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局